

仕 様 書

1 件 名

西参道高架下利活用推進支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

3 履行場所

渋谷区都市整備部まちづくり課

4 目 的

区は基本構想で掲げる未来像の実現のため、区政運営の基本方針となる「渋谷区長期計画2017-2026」を定めている。このなかで、起業家や新しいビジネスを支援する施設の提供や支援の充実等を図り、世界で活躍する若手人材の育成を促進することを掲げている。特に、文化・エンタテインメント分野においては、ファッション等の分野に携わるアーティスト等に対してファッションインキュベーション*や活動の場の提供等の支援を推進することを施策の方向性として示している。

区は都市公園や自転車集積所等として現在使用している西参道高架下について、さらなる地域の魅力向上やにぎわい創出に資する空間とすることを目指している。具体的には、①集客性・収益性の高い店舗の設置、②アーティスト等による作品展示や物品販売が可能なインキュベーション施設ほか本業務の目的を達成するための施設（以下、「インキュベーション施設等」という。）の整備、③都市公園の再整備及びそれを活用したイベントの開催等を検討している。

本委託業務は、西参道高架下空間活用計画の策定にあたり、実現可能な事業モデル案を構築するための市場調査、事業スキームの検討、高架下整備後に施設の管理と運営を行う事業者の体制検討等を行うものである。

*ファッションインキュベーション：ファッションデザイナー及びアーティスト等に対するオリジナルブランド創業等への支援

5 業務内容

(1) コンテンツの検討

- ・集客性・収益性の高い店舗やインキュベーション施設等の業種検討に向けた市場調査を行う。
- ・都市公園、店舗、インキュベーション施設等、高架下の該当部分一体を活用したイベントについての企画提案を行う。

(2) 事業スキームの検討

- ・都市公園、店舗、インキュベーション施設等の配置、規模、業種等の検討を行う。なお、都市公園については現在の規模を下回らないものとする。
- ・店舗収益、イベント収益等と建設費、維持管理費、イベント開催費等の収支バランスの計算を行う。

- ・施設整備後に高架下施設の管理・運営を行う事業者の体制を検討する。

(3) 関係機関との協議のための資料作成等

- ・日本高速道路保有・債務返済機構や首都高速道路株式会社等の関係機関との協議に必要な高架下活用計画を含む資料等を作成する。
- ・区からの指示に応じて関係機関と区の協議における議事録の作成を行う。

(4) 関係者との意見調整

- ・区からの指示に応じて、説明及び連絡調整が必要とされる関係者と区の意見調整及び資料等の作成を行う。

6 成果品

- ・報告書 3部
- ・電子データ（CD-R または USB） 1部

※報告書は各項目で作成した資料を取りまとめ、製本し、提出すること。

7 履行期間中の留意事項

履行期間中は監督員と連絡を密にするとともに、十分な打合せを行うこと。
また、疑義あるときは速やかに監督員と協議を行い、指示を受けること。

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び渋谷区個人情報保護条例（平成元年渋谷区条例第40号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者又はこの契約による業務（以下「本業務」という。）の全部若しくは一部に従事している者若しくは従事していた者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

9 権利の帰属

- (1) 本業務に基づき、区のために作成した成果物の著作権（中間成果物を含む）は、本業務の契約締結前に受託者がすでに保有するものを除いて、すべて区に帰属するものとし、その権利は受託者から区に無償で譲渡されるものとする。
- (2) 受託者から区に譲渡される権利は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むものとする。

10 請求課

都市整備部 まちづくり課 まちづくり推進係 担当：光同寺、酒井

電話 03-3463-2947